

# 相談・貸付から返済までのながれ

## 1) 貸付相談、説明

- ・事業の概要と、貸付要件、手続き等について説明いたします。
- ・手続きに必要な書類は、別紙「申込～免除申請まで確認チェック表」にてご確認ください。
- ・すべての提出書類に摩擦熱で筆跡が無色に見えるボールペンを使用しないようお願いいたします。

## 2) 借入申込書、必要書類を市へ提出

- ・一般世帯の場合、課税証明書による収入の高い方が借入申込者となります。

※ 申請期限は **令和9年2月1日(月)** ですが書類に不備のある場合は受付できませんので、できるだけ**1月中旬までに申請をお願いします。**

## 3) 東京都社会福祉協議会での審査

## 4) 貸付決定通知

- ・借受人に貸付決定通知書と借用書が送付されます。

## 5) 借用書を市へ提出

- ・借用書到着から原則2週間内に提出をお願いいたします。
- ・借用書と一緒に印鑑登録証明書（原本）を提出いただきますが、同時に複数枚の借用書を提出する場合は1通で構いません

※ 借用書の提出期限に注意してください。資金交付ができなくなる場合があります。  
2月・3月は市の窓口でお伝えする期限内に提出してください。

## 6) 貸付金の送金

- ・借用書提出から送金までは2週間程かかります。
- ・借受人には「資金交付のお知らせ」と償還免除申請に関する書類が送付されます。

## 7) 納入証明書・領収書の提出

- ・塾代や受験料等の支払いが確認できる書類をご提出ください。  
※クレジット支払いで手元に領収証がない場合は、受験票の提出をお願いします。
- ・塾代や受験料等に使用しなかった金額については、返金となります。
- ・領収書には要件があります。別紙「申込～免除申請まで確認チェック表」にてご確認ください。

**納入証明書や領収書の提出・未使用分の返金がない場合は免除の手続きができませんので、ご注意ください。**

## 8) 免除申請について

### ○ 入学による償還免除の手続き ○ 令和9年5月28日 窓口提出期限

必要な書類

- 償還免除申請書（「資金交付のお知らせ」に同封されています）
- 学生証もしくは在学証明証

### ● 入学以外の申立免除の手続き ● 令和9年6月末 窓口提出期限

進学を選択しなかった場合、免除の申立をすることにより、免除の可否が審査されます。  
申立の申請書類は窓口でお渡しします。

## 9) 免除承認 もしくは 償還開始

- ・上記書類の提出後、東京都社会福祉協議会による審査となります。
- ・審査の結果、償還免除もしくは償還開始が決定されます。
- ・償還の場合は、貸付がおこなわれた年度末から6ヶ月後の10月に返済が開始されます。

### 【 以下の場合には、お手続きが必要です 】

- ・借受人や対象となる子等、貸付に関係ある方について変更がある場合、お知らせください。

住所・電話番号などの変更

結婚・離婚などによる改姓・改名

死亡など

- ・その他不明な点がある場合は、窓口にお問い合わせください。

### 【 問い合わせ先 】

青梅市役所 地域福祉課庶務係 （市役所3階）

〒198-8701 青梅市 東青梅1-11-1

電話 0428(22)1111 内線 3630

受付時間 平日 午前9時～正午・午後1時～午後5時

※12時～13時は不在の為、この時間にお問い合わせの際は事前にご連絡をお願いします。

メール div1510@city.ome.lg.jp



受験生チャレンジ支援貸付事業  
青梅市連絡用フォーム